

花柄伸縮ステッキ

取扱説明書

このたびは、弊社の製品をお買い上げいただき、誠に有難うございます。

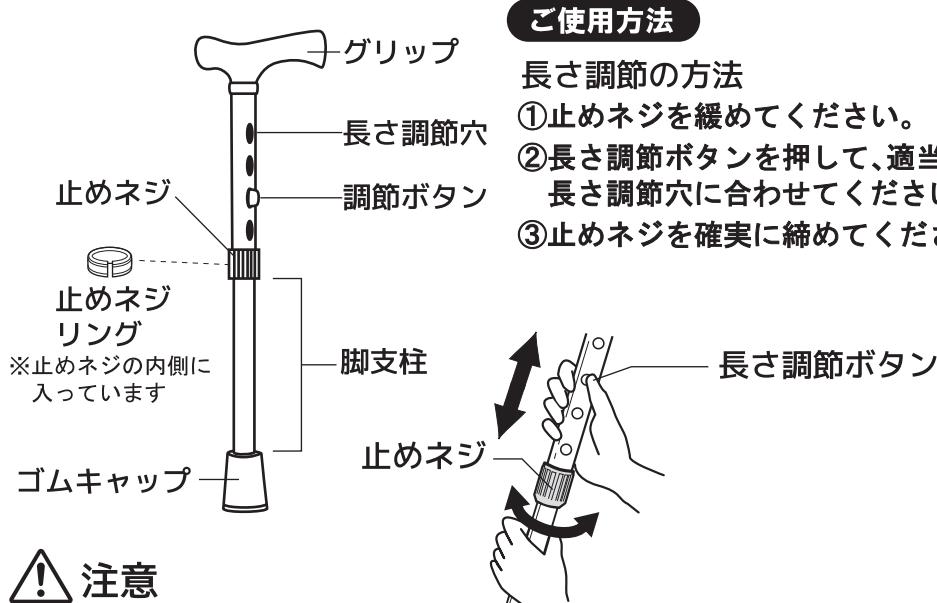
△この製品は、つえ無しで自立歩行できる人がより安心して歩行できるように補助的に使用するものです。

つえ無しで歩行できない方の使用には適しません。

ご使用になる前に、必ずこの取扱説明書を読み、よくご理解の上、ご利用ください。

読んだ後は大切に保管し、必要に応じてお読みください。

| 品名 | 品番 | 長さ | ゴムキャップ内径 | 重量 | 本体材質 | グリップ |
|----------|-------------------|----------|----------|-------|------|-------|
| 花柄伸縮ステッキ | 46-F1・46-F2・46-F4 | 約62～85cm | 15mm | 約240g | アルミ | 木製（楓） |



注意

- 止めねじを確実に固く締めても、長さ調節ボタンを押すと簡単にスライドするときは、止めねジリング（止めねじの中に入っている）が抜け落ちている場合があります。止めねジリングが入っているか確認してください。
- 長さ調節ボタンが、長さ調節穴に確実にはまっていることを確認してください。
- 止めねじが確実に締まっていることを確認してください。

ご使用上の注意

次のような場合は、ご使用には適しません。

- つえ無しで歩行のできない方の使用には適しません。
(体重をかけ過ぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです)

次の場合は、ご使用を停止してください。

- 購入時に自立歩行ができていても、自立歩行ができなくなった場合。
(例えば、手すり等につかまらなければ歩行できなくなった場合や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない場合はご使用を中止してください)
- リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない場合はご使用を中止してください。
(ただし、医師などの指導のもとでの使用は含みません)
- 身体に合ったつえをお選びください。(長さ調節のできるつえは、からだに合った長さにしてご使用ください)
- 使用中も含め、支柱の継ぎ目や長さ調節部が確実に固定されているかを確認してご使用ください。
- ご使用前に各部を点検した後、ご使用ください。
- キズやひび、持ち手の緩みなどがないかを確認してください。
(本体にキズやひびがある場合、使用しないでください)
- ゴムキャップが摩耗したり、劣化して外れやすくなっているか確認してください。
(摩耗してきたり、劣化して外れやすくなったりした場合は、早めに取り替えてください)
- ぬれた路面・凍ってしまった路面は大変滑りやすいので十分注意してください。
- 滑り止め効果の効きにくい場所では使用しないでください。
- 道路の側溝や凹みのある所では、ゴムキャップがはまり込んでしまうことがあるので十分注意してください。
- 握り先端に過大な力をかけるような使い方をしないでください。
- 用途以外(例えば、登山・トレッキングポール・護身用など)には使用しないでください。
- ご使用中などでぬれたりした場合は、必ず水気を拭き取ってください。
- 製品の改造は行わないでください。

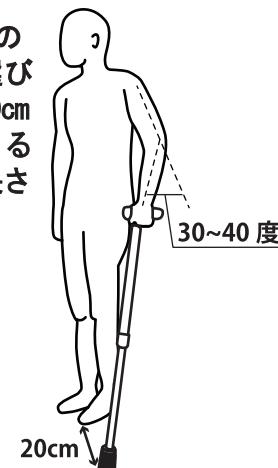
ご使用後及び保管方法

- 汚れや水気を拭き取り、ゴムキャップの底についている砂などは取り除いてください。
- お子様の手の届かない所に、保管してください。

つえの長さの目安

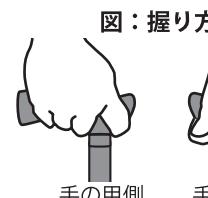
身体に合ったつえをお選びください。その他に握りの大きさや重さも注意してお選びください。つえの先を足先の前方外側20cmにおき、肘は30～40度屈曲した位置にくるよう、つえをつく状態が正しいつえの長さの目安です。

図：正しいつえの長さ



グリップの握り方

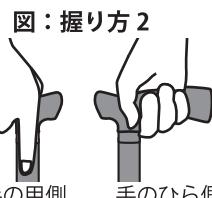
支柱の中心に重心がかかるように握ってください。グリップの一部分だけ握ると、荷重が片寄ってしまい、不安定になり、大変危険です。



図：握り方1



手のひら側



図：握り方2

手のひら側

輸入元

SHIMA 株式会社 島製作所

〒547-0001 大阪市平野区加美北3丁目12-5
TEL 06-6793-0991 FAX 06-6793-0992

はじめにご確認ください。

この製品は、杖なしで自立歩行できる方がより安定して歩行できるよう補助的に使用するものです。

次のような場合の使用には適しません。(体重をかけすぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです。) また、購入時はそうでなくとも、次のような状態になった場合使用を中止してください。

- ①杖なしでは歩行できなくなった方 (手すりに伝わらなければ歩行できない方や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない方の使用が含まれます。)
- ②リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない方 (ただし医師などの指導のもとでの使用は含みません。)



SG マーク制度は、製品の欠陥によって
発生した人身事故に対する賠償制度です。
MADE IN TAIWAN 19.05

